

坂井市の財政状況

1. 財政状況

(1) 歳入（収入）

市の2009年度（H21年度）の普通会計の歳入は328億円です。その内訳は、市税が124億円（38%）と最も多く、続いて地方交付税の68億円（21%）、国庫支出金の52億円（16%）となっています。

歳入の推移をみると、合併直後となる2005年度（H17年度）の364億円をピークに、一時2007年度（H19年度）には323億円まで減少しました。2008年度（H20年度）以降は330億円前後に回復していますが、これは景気回復による市税収入の増加というよりも、国庫支出金の増加などによるものです。（図1 普通会計歳入の推移）

このような中で、2009年度（H21年度）の自主財源（170億円）をみると、市税が124億円（38%）で最も多くなっています。一方、同年度の依存財源（159億円）では、地方交付税が68億円（21%）で最も多く、次いで国・県庫支出金で52億円（16%）、地方譲与税等で14億円（4%）となっており、市債を除く国庫からの収入が大半を占めています。自主・依存財源の比率では、自主財源52%に対して依存財源48%でほぼ同値となっています。

自主財源の推移をみると、2005年度（H17年度）の194億円をピーク時までは順調に増加してきたものの、翌2006年度（H18年度）には161億円まで減少しました。その後、2007年度（H19年度）は、国から地方へ税源が移譲され市税が131億円まで増収となり、自主財源も181億円まで一時的に増えました。しかし、2008年9月のリーマンショック以降世界的な不況によって日本国内の景気も低迷し、2008年度（H20年度）以降、市税の減収に比例する形で2009年度（H21年度）は170億円まで減少しています。2009年度（H21）以降も市税の伸びは期待しにくい状況の中で、自主財源の確保が大きな課題となっています。（図2 自主財源および依存財源の推移）

こうしたなか、本市の財政は、合併後10カ年度に限って坂井市まちづくり計画に基づき、必要な事業費に地方債を発行できる、いわゆる合併特例債の借り入れを見込んでいます。坂井市発足当時は、後年度の償還に負担が過大にならないよう配慮し、合併特例債の発行可能額419億円のうち、普通建設事業に211億円（H18～H27年度の10年間）、地域振興基金への積立金に21億円（H18年度）を合併時に計画しました。

これまで、2006～2009年度（H18～21年度）の合併特例債の実績をみると、小中学校の耐震化を中心に普通建設事業で14億円、地域振興基金への積立金で32億円、合計46億円の借り入れを行っています。

市債の残高状況をみると、地域振興基金への積立金の関係で2006年度（H18年度）は一時的に増加しましたが、行財政改革の取り組みの一環として「市債の償還額以上の新規借り入れを行わない」としていることから、平成19年度以降の残高は少しずつ減少してきています。

【自主財源】

地方公共団体が自主的に収入することができる財源。市税・使用料・手数料・財産収入など

【依存財源】

国や県から交付される財源。地方交付税、地方譲与税、国・県支出金、市債など

【合併特例債】

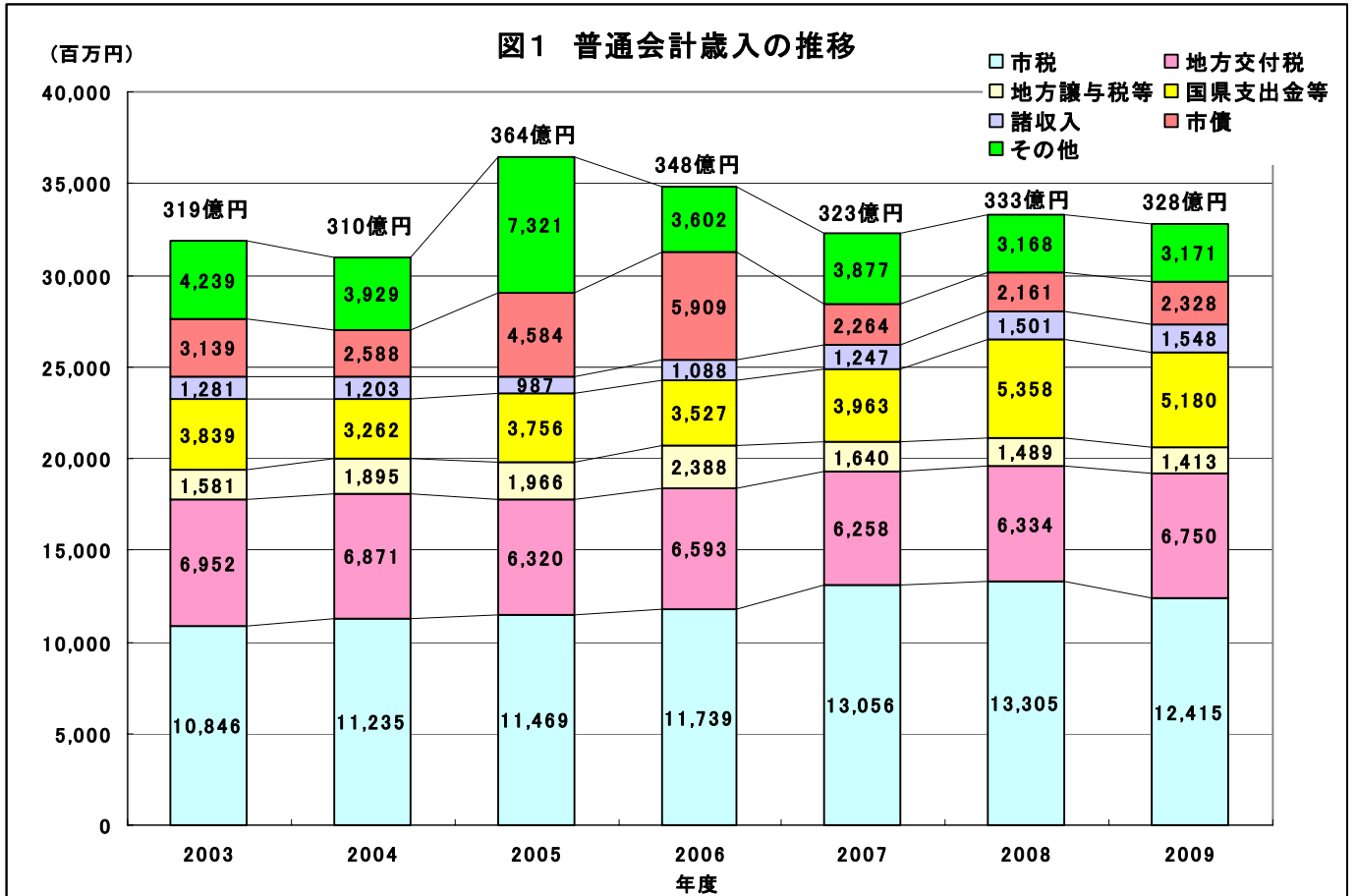
合併団体のみが発行できる地方債で、合併後のまちづくり事業に対して充当される。元利償還金の70%が後年度の交付税において算入される財政措置が手厚い地方債

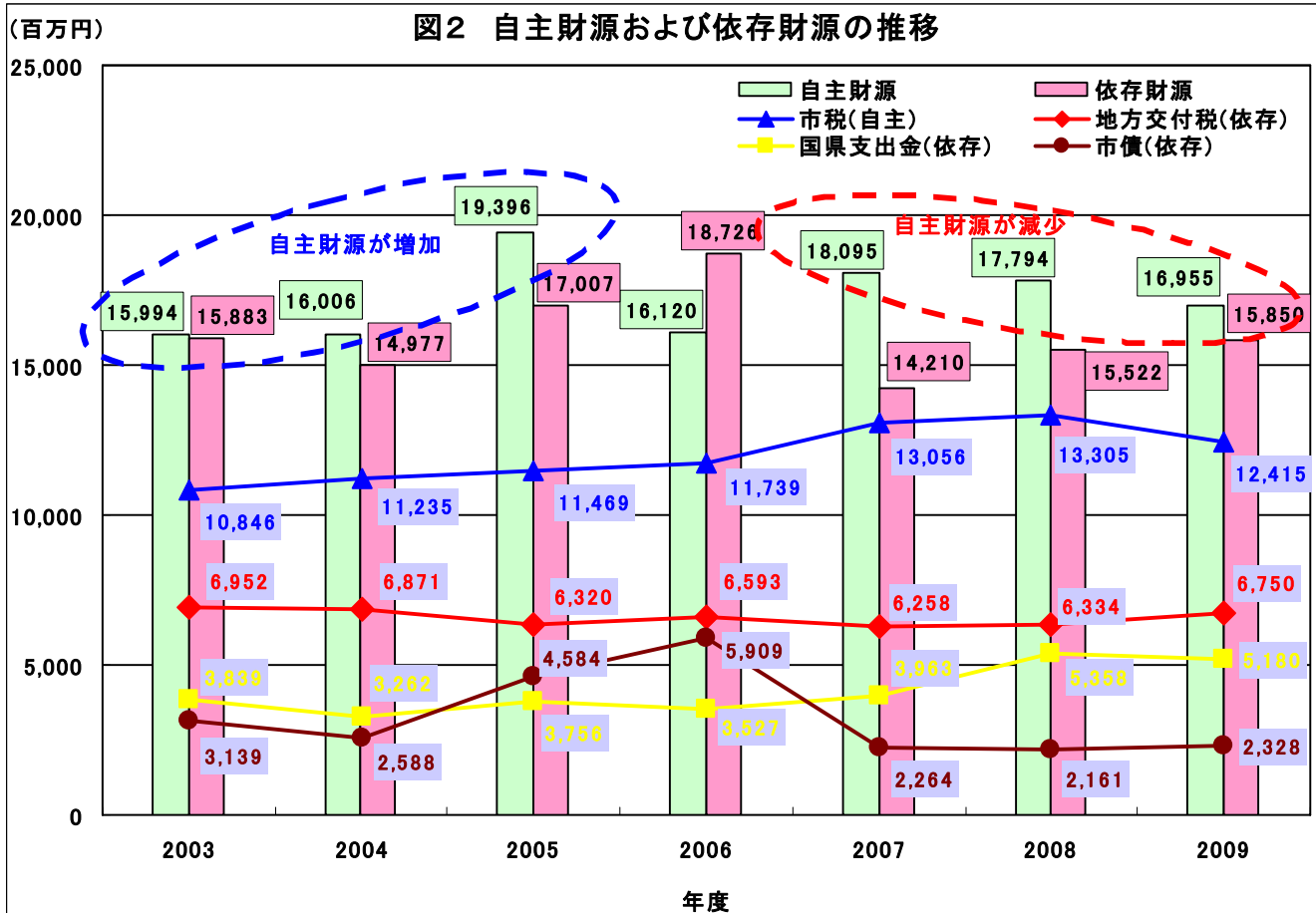
【普通建設事業】

道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際の経費

【地域振興基金】

合併特例債を財源として地域住民の連帯の強化や旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金で、その利息はまちづくり協議会への交付金として充てられている





	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成
自主財源	15,994	50.2	16,006	51.7	19,396	53.3	16,120	46.3	18,095	56.0	17,794	53.4	16,955	51.7
市税	10,846	34.0	11,235	36.3	11,469	31.5	11,739	33.7	13,056	40.4	13,305	39.9	12,415	37.8
分担金及び負担金	278	0.9	264	0.9	292	0.8	372	1.1	405	1.3	493	1.5	516	1.6
使用料及び手数料	1,076	3.4	1,078	3.5	1,079	3.0	1,072	3.1	1,017	3.1	911	2.7	900	2.7
財産収入	139	0.4	137	0.4	225	0.6	96	0.3	104	0.3	115	0.3	127	0.4
寄附金	2	0.0	35	0.1	28	0.1	5	0.0	5	0.0	19	0.1	108	0.3
繰入金	1,349	4.2	918	3.0	3,663	10.1	348	1.0	1,517	4.7	415	1.2	483	1.5
繰越金	1,023	3.2	1,136	3.7	1,653	4.5	1,400	4.0	744	2.3	1,035	3.1	858	2.6
諸収入	1,281	4.1	1,203	3.8	987	2.7	1,088	3.1	1,247	3.9	1,501	4.6	1,548	4.8
依存財源	15,883	49.8	14,977	48.3	17,007	46.7	18,726	53.7	14,210	44.0	15,522	46.6	15,850	48.3
地方譲与税等	1,581	5.0	1,895	6.1	1,966	5.4	2,388	6.9	1,640	5.1	1,489	4.5	1,413	4.3
地方特例交付金	372	1.2	361	1.2	381	1.0	309	0.9	85	0.3	180	0.5	179	0.5
地方交付税	6,952	21.8	6,871	22.2	6,320	17.4	6,593	18.9	6,258	19.4	6,334	19.0	6,750	20.6
国県支出金等	3,839	12.0	3,262	10.5	3,756	10.3	3,527	10.1	3,963	12.3	5,358	16.1	5,180	15.8
市債	3,139	9.8	2,588	8.3	4,584	12.6	5,909	16.9	2,264	6.9	2,161	6.5	2,328	7.1
歳入合計	31,877	100.0	30,983	100.0	36,403	100.0	34,846	100.0	32,305	100.0	33,316	100.0	32,805	100.0

(注意) 「図1 普通会計歳入の推移」「図2 自主財源および依存財源の推移」

- ・ 2004年度以前は旧4町の決算を合算
- ・ 2005年度は旧4町の決算に坂井市の決算を合算
- ・ 2006年度以降は坂井市の決算

(2) 歳出（支出）

市の 2009 年度（H21 年度）の普通会計の歳出は 320 億円です。その内訳は、消費的経費が 223 億円で約 70%を占めており、次いで市債の償還にあたる公債費が 36 億円で約 11%、社会資本の整備等に要する投資的経費が 31 億円で約 10%となっています。

歳出の推移をみると、合併直後となる 2005 年度（H17 年度）の 350 億円をピークに、2007 年度（H19 年度）には一時 313 億円まで減少していますが、2008 年度（H20 年度）は増加に転じ、その後は 320 億円前後で推移しています。（図1 普通会計歳出の推移）

このような中で、消費的経費は近年約 220 億円前後で推移しています。その内訳をみると、市制施行に伴う福祉事務所の設置により扶助費が 2006 年度に 35 億円（対前年度比 26%増）となり、毎年度増加し続けながら 2009 年度（H21 年度）には 42 億円に達しました。反面、人件費では 2005 年度（H17 年度）に 81 億円を計上しましたが、合併後の行政改革による職員削減等により毎年度減少し続けながら 2009 年度（H21 年度）には 62 億円（2005 年度比 23%減）となっています。

一方、物件費については、2006 年度（H18 年度）以降 46～50 億円を推移し合併前に計上した額と同水準で、本来、合併によって現れなければならない経常経費に対するスケールメリット効果が十分に発揮できていません。

これらのことは、従来の手法による人件費削減、物件費の抑制による歳出削減効果が限界に達しつつあり、より抜本的な自治体経営改革の必要性を示唆しています。（図2 消費的経費の推移）

投資的経費では、2005 年度（H17 年度）の 75 億円から 2006 年度（H18 年度）に 40 億円に半減し、2009 年度（H21 年度）には 31 億円と、年々大幅に減少しており税収等の落ち込みによる財源不足が投資的経費を圧縮している要因となっています。（図1 普通会計歳出の推移）

このような厳しい状況の中で、市では社会資本整備の効率性と重点化を図りながら、喫緊の課題である小中学校の耐震化、大規模改修に 2015 年度（H27 年度）までに事業を完了させる計画を立てています。その財源は、一部の国庫支出金が充当されますが、そのほとんどは後年度に負担が強られる市債（合併特例債）を見込んでいます。

一方、道路や公園、公民館といった公共施設など、既存の公共施設の耐震性確保や修繕・改修に伴う更新財源が不足し年々深刻化しています。特に 613 棟ある公共施設の多くは、近年著しく老朽化が進んでおり、毎年度増加する維持管理経費も 2009 年度（H21 年度）で 40 億円に達しています。さらに、昭和 56 年以前の旧耐震基準の建物（250 棟、41%）も半分近く存在していることから、安全面を考慮した施設の改修等を考慮すると、耐震性確保や修繕・改修に伴う費用は今後も大きくなっていくものと予想されます。

【消費的経費】

支出の効果が単年度の短期間で終わる性質の経費。人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等

【公債費】

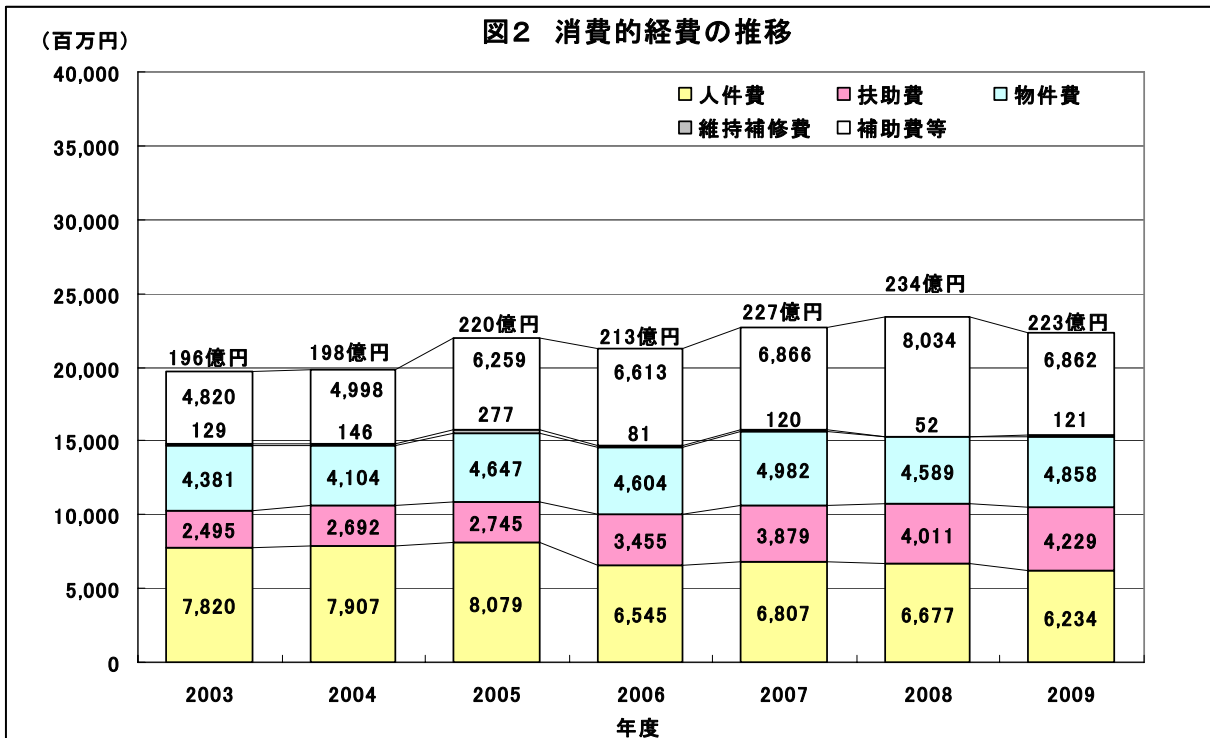
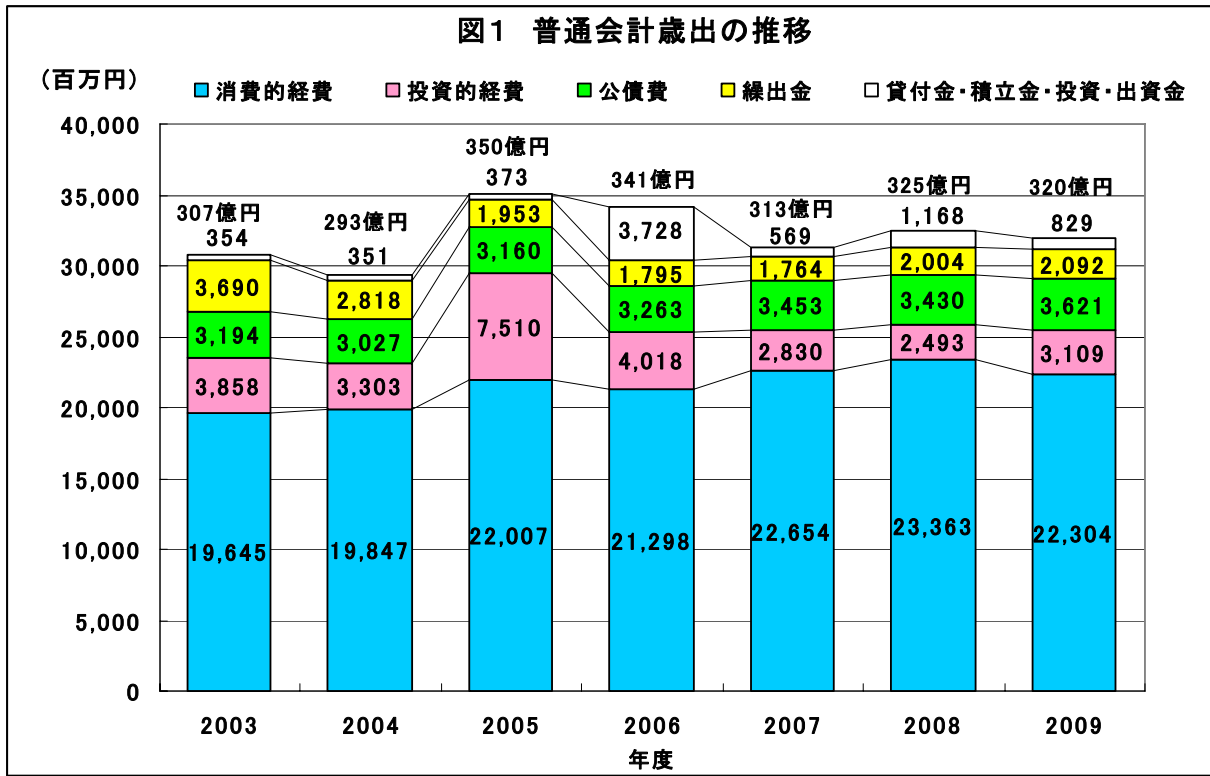
市債に対する元金および利子の償還金、一時借入金の利息

【投資的経費】

その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費で、この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれる。普通建設事業費

【扶助費】

社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳児医療費の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。



(注意) 「図1 普通会計歳出の推移」「図2 消費的経費の推移」

- ・ 2004年度以前は旧4町の決算を合算
- ・ 2005年度は旧4町の決算に坂井市の決算を合算
- ・ 2006年度以降は坂井市の決算

2. 抱える財政上の課題

(1) 合併特例法による財政支援の時限措置

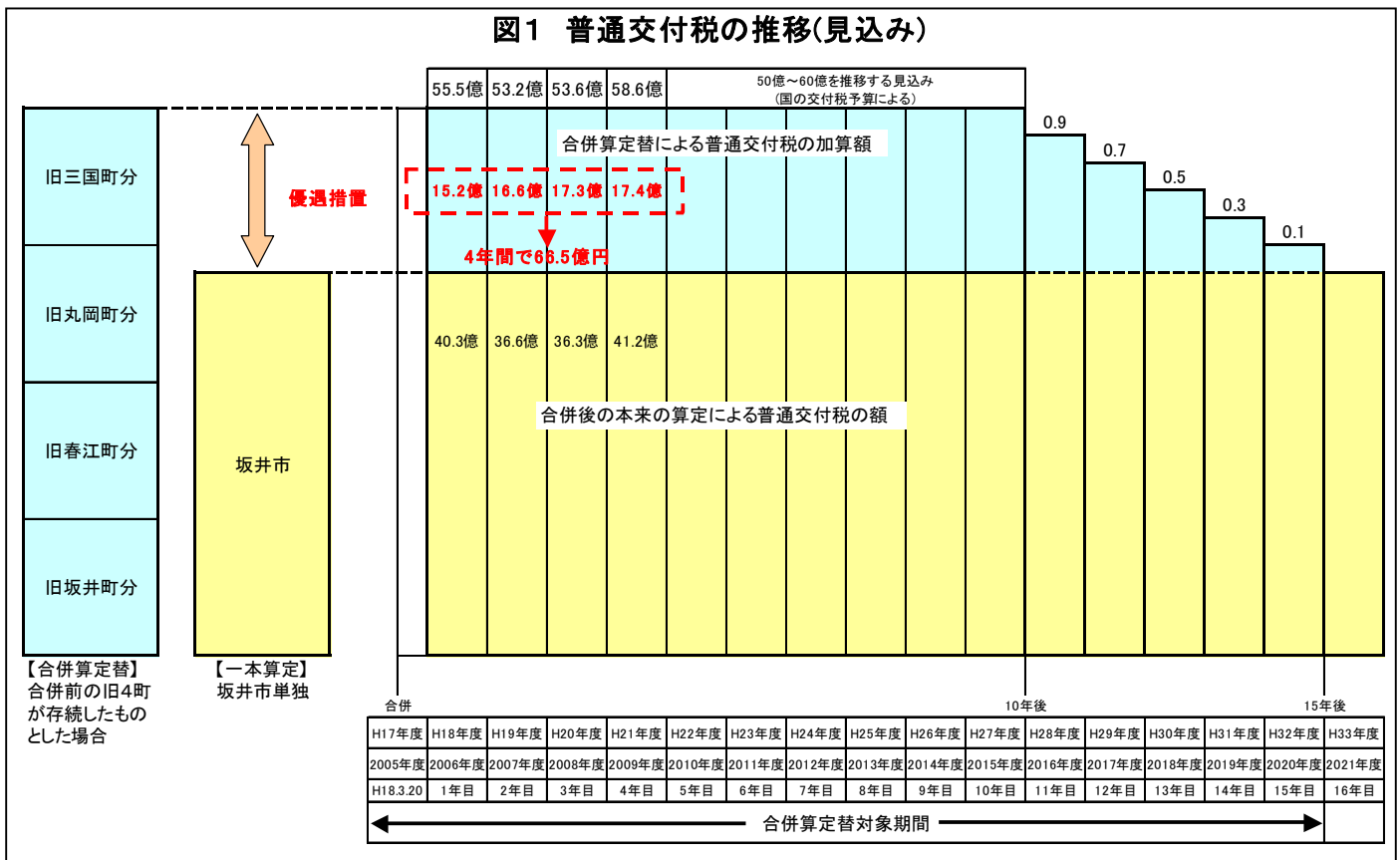
① 地方交付税の「合併算定替」と「一本算定」

坂井市のような「平成の大合併」をした自治体に対して、合併特例法による普通交付税の合併算定替という特別の優遇措置が設けられました。市でもこの合併特例法の適用を受け、2006～2009年度(H18～H21年度)の4年間で約66.5億円の恩恵を受けています。

しかし、この優遇措置も10年を超えると5年間で段階的に減らされ、15年後となる2021年度(H33年度)には、坂井市単独の自治体として「一本算定」されることになり大打撃を受けることが予想されています。(図1 普通交付税の推移(見込み))

【合併算定替】

合併したことで複数の自治体が1つの自治体となり、急激に普通交付税が減収し、自治体の財源不足の減少を防止しようと合併算定替という特例措置が設けられた。主として経常経費に係る財源を当面確保することを目的としており、坂井市の場合、旧4町がなお存続するものとして、その年度の普通交付税の算定式に従い計算される。最長15年間の優遇措置が受けられる。



② その他の財政支援措置

地方交付税以外にも様々な財政支援が設けられており、坂井市もこれまで合併後の円滑な行政運営ができるよう財政支援を受けています。しかし、財政支援は期間が定められ、また上限額を満した時点で打ち切れ、さらに特別交付税のように、既に終了した分野もあることから、今後も期待できる安定した収入ではありません。(図2 合併後の円滑な行政運営が実施できるよう設けられた財政支援)

図2 合併後の円滑な行政運営が実施できるよう設けられた財政支援

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
普通交付税	合併直後の臨時的経費に係る財政措置(国)	5年間で約8.3億円					H22で終了					合併直後の臨時的経費(基本構想の策定、ネットワークの整備等)に対して、5年間で約8.3億円交付	
特別交付税	旧町間公共料金の格差調整等の支援措置(国)	約9.5億円			H20で終了								合併を機に行われるコミュニティ施設整備等、新たなまちづくりに必要となる経費について、3年間で包括的に約9.5億円交付
補助金	坂井市建設計画に掲げた事業に対する補助(国)	H27年度までに約6億円 (H21年度末現在、約4.5億円を活用)										合併に伴う必要経費として、人口規模に合わせて10年間で約6億円交付	
交付金	坂井市建設計画に掲げた事業に対する補助(県)	5年間で約7億円					H22で終了					合併に伴う一本化のための必要経費として、5年間で約7億円交付	
起債	<ハード> まちづくりのための建設事業に合併特例債が発行可能 <ソフト> 一体感の醸成・旧町単位の振興のための基金積み立ての原資に合併特例債が発行可能	H27年度まで起債発行可能 (H21年度末現在、ハードでは小中学校整備事業、ソフトでは地域振興基金等に充当)										新市まちづくり計画に基づく事業のうち、合併後10年間は建設事業や基金積み立てに必要な財源の95%に「合併特例債」が活用できる。後年度、普通交付税に元利償還金の70%が需要額に算入。	

(注意) 4町合併協議会「坂井市まちづくり計画」より

(2) 増収が期待できない市税収入

市税は合併後も順調に伸び続けてきましたが、2008年度(H18年度)の133億円をピークに減少傾向となっています。これは、2008年9月のリーマンショック以降、世界的な不況によって日本国内の景気も低迷し、この景気の低迷を反映した個人所得の減少や企業の業績の悪化が税収減に影響しているものと考えられます。(図1 市税の推移)

こうした中、市民税収入では地方の権限・責任を拡大させるため「三位一体の改革」が進められ、2007年(H19年)1月から所得税(国税)から市民税(地方税)に税源移譲されたことから、個人市民税(所得割)が約11億円増加しました。その効果から、2007年度(H19年度)に44億円、翌2008年度(H20年度)は45億円とピークを迎えています。

しかし、景気低迷の影響によって2009年度(H21年度)法人税割が5億円減少し、本格的な景気の回復に伴う企業収益の増加があるまでは、当面厳しい状況が続くものと見込まれます。(図2 市民税内訳の推移)

今後、市民税収入は、人口増に伴う納税者数の微増による増収要因はあるものの、少子・高齢社会を迎えており、人口構成比率を考慮すると生産年齢人口は年々減少すると見込まれ、増収は期待できない局面にあります。

固定資産税収入では、毎年度順調に伸び続け 2008 年度(H20 年度)の 65 億円をピークに翌 2009 年度(H21 年度)63 億円に減収となりました。(図1 市税の推移)

減収要因として、景気低迷により地価の下落が影響していることや、民間企業が新規事業を縮小し設備投資等を抑制していることが考えられます。今後も地価下落の進行や製造業を中心とした企業の収益悪化が回復しない中では、固定資産税の収入減は当分の間、続くものと見込まれます。

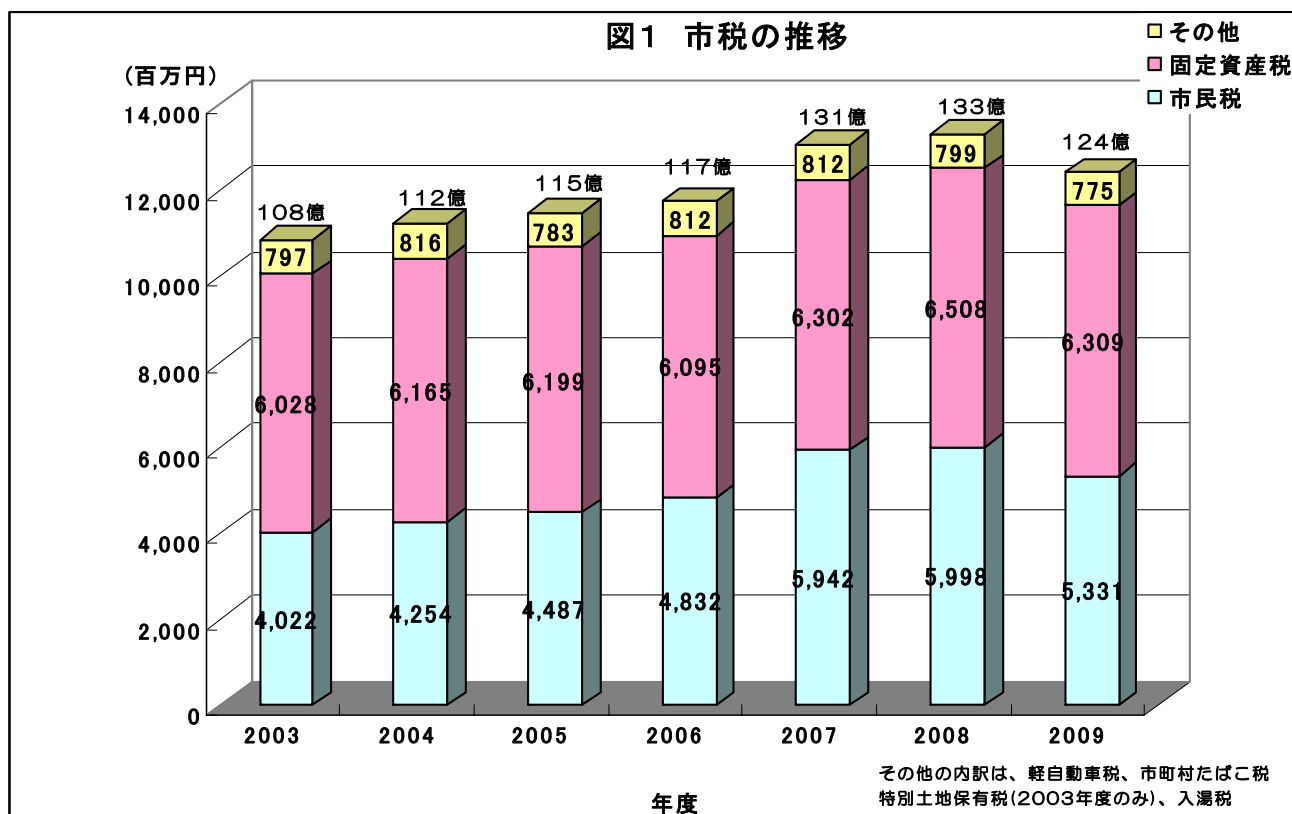
このように、市の歳入の根幹を占める市税収入は、急速な景気回復や大きな制度改正がない限り、大幅な伸びは期待できない状況となっています。

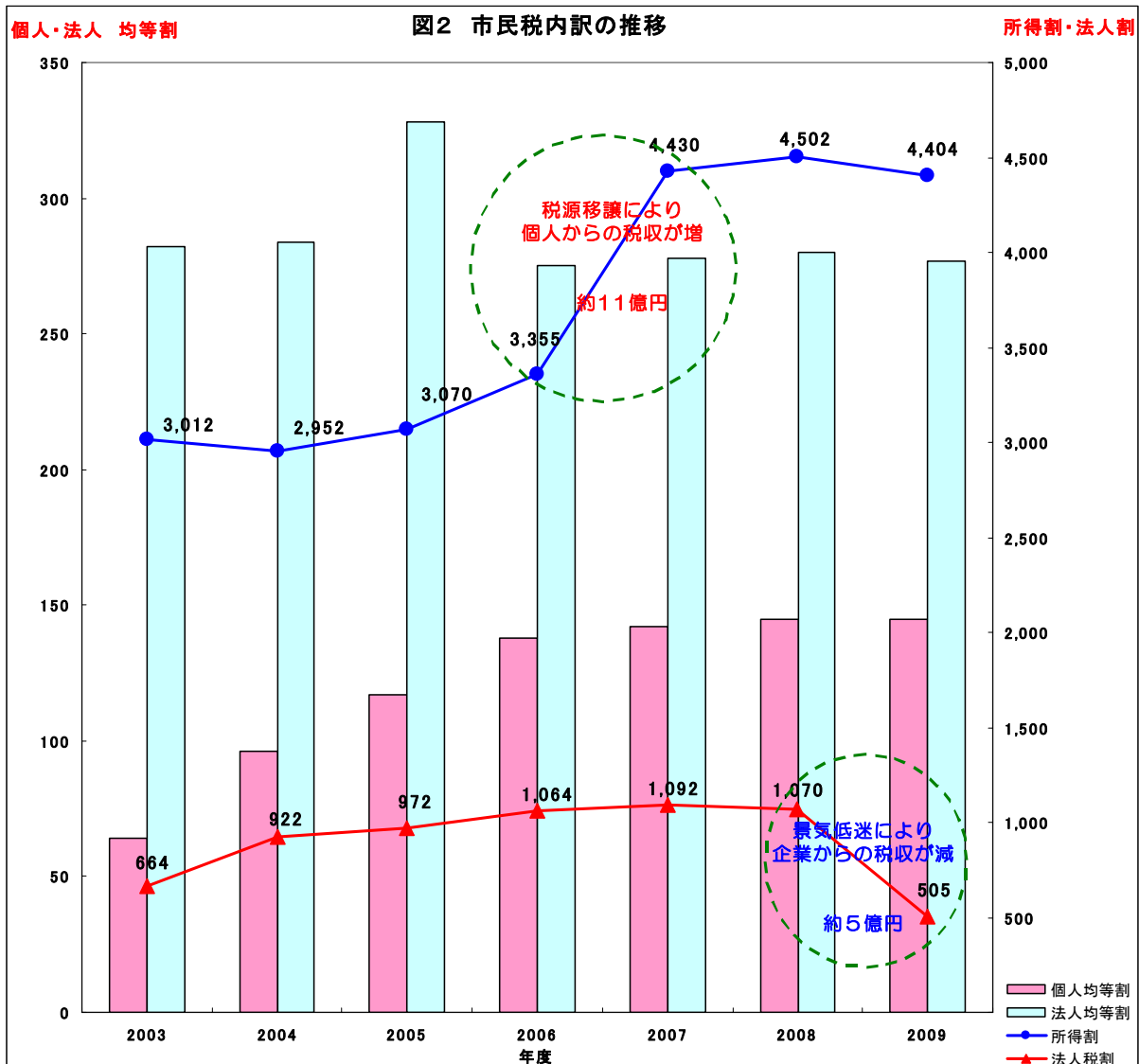
【三位一体の改革】

「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、「国庫補助負担金改革」「税源移譲」「地方交付税の見直し」の3つを一体とした改革に着手。このうち税源移譲は、納税者（国民）が国へ納める税（国税・所得税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税・市民税）を増やした。平成 18 年の税制改正において国から地方へ税源が 3 兆円規模で行われた。

【人口構成比率】

年齢を 3 区分に分類し人口構成から地域経済循環の構造を分析する。0～14 歳を年少人口、15～64 歳を生産年齢人口、65 歳以上を老年人口という。坂井市では、H17 年度国勢調査において、年少人口 16.2%、生産年齢人口 63.5%、老年人口 20.3%となっている。





(注意) 「図1 市税の推移」「図2 市民税内訳の推移」

- ・ 2004年度以前は旧4町の決算を合算
- ・ 2005年度は旧4町の決算に坂井市の決算を合算
- ・ 2006年度以降は坂井市の決算

(3) 基金と市債の状況(普通会計)

① 基金の状況

年度間の財源の不均衡を調整するための基金積立金は、合併直前となる2005年度(H17年度)末に最も少ない総額36億円となり、翌2006年度(H17年度)末で合併特別債を32億円発行して地域振興基金へ34億円積み立てたことから68億円まで回復しました。しかし、地域振興基金のうち32億円分は借金をしての積立金(後年度、借金返済のための元利償還金の70%が普通交付税に理論上参入される)であり、この分を除くと2009年度(H21年度)末では総額21億円不足で、合併後もなお厳しい財政状況が続いていることがうかがえます。

特に、財政調整基金では自主財源の不足により、2007年度(H19年度)末に一時10億円を下回り、財政運営をしていく上で予断を許さない状況となりましたが、2008年度(H20年度)末で11億円に回復し、その後も10億円の残高を堅持しています。しか

し、景気低迷により市税収入の減少が見込まれる中、今後、取り崩しがやむを得ないことも予想され、依然として厳しい状況が続くと見込まれます。(図1 基金の種類別残高)

【基金】

資金を積み立てておいて、必要なときに取崩し、不足する財源等に充てるために設置される積立金(貯金)のこと。

【財政調整基金】

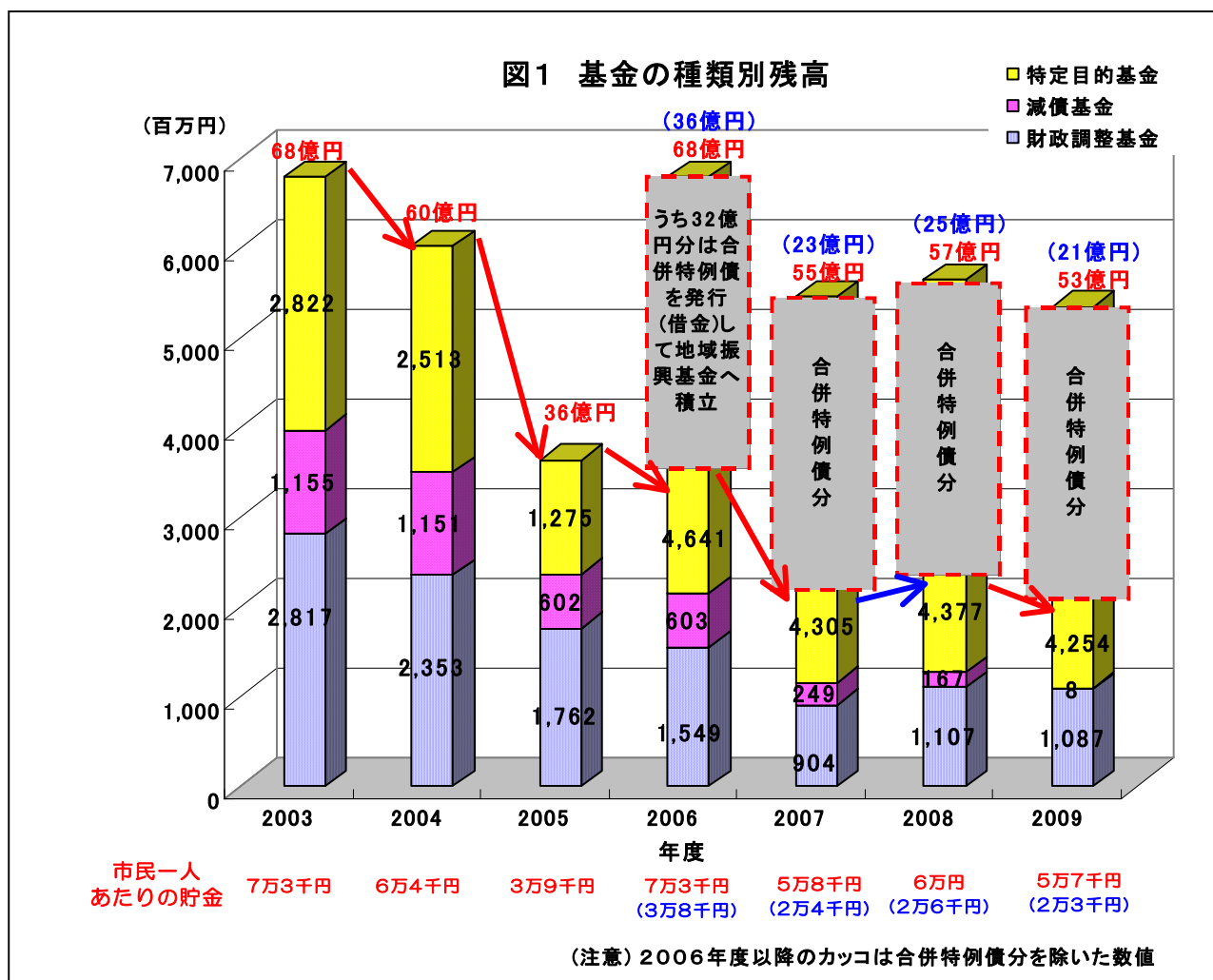
経済事情の著しい変動や災害などにより、予期しない収入の減少や緊急の支出の増加に対応するために設置される貯金で、決算剰余金が多い時は積立し、財源不足時には取り崩すという、年度間調整的な役割を果たす。

【減債基金】

借金(市債)の返済の増加に備えるために設置される貯金で、公債費(借金返済)が他の経費を圧迫するような場合に充てる。

【特定目的基金】

福祉や文化など特定の事業を実施(展開)するための貯金で、市では目的に応じた7種類の基金がある。



(注意) 「図1 基金の種類別残高」

- ・ 2004年度以前は旧4町の決算を合算
- ・ 2005年度は旧4町の決算に坂井市の決算を合算
- ・ 2006年度以降は坂井市の決算

② 市債の状況

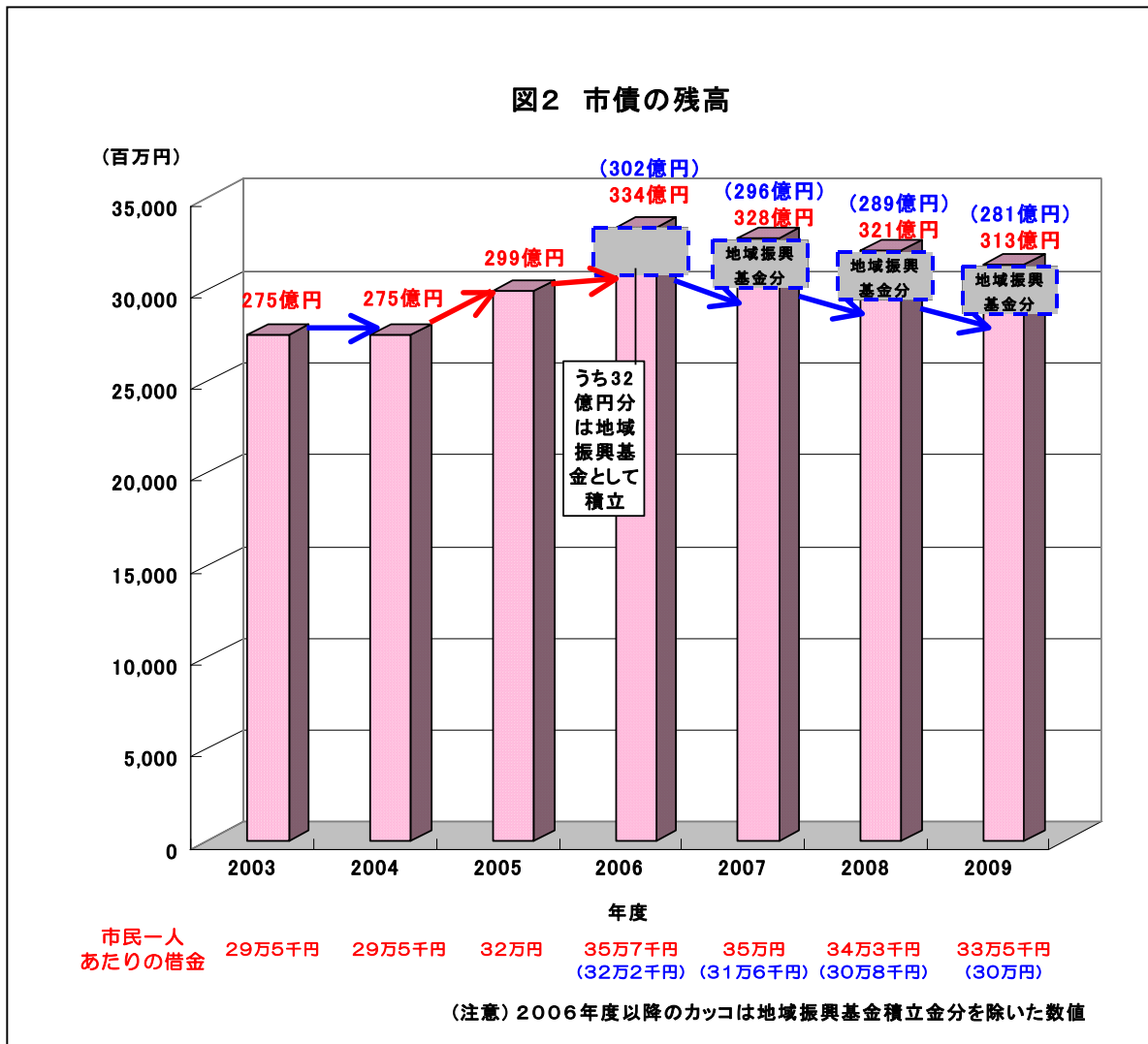
市債の残高は、合併直後となる 2006 年度(H18 年度)末に最も多い 334 億円を記録しました。翌年以降、行財政改革によって、借金の返済以上の新たな借入れを行わないよう取り組みを強化したことから、2007 年度(H19 年度)より減少に転じ、2009 年度(H21 年度)末ではピーク時より 21 億円減の 313 億円となりました。このうち、合併特別債 32 億円の発行による地域振興基金への積立金を除くと、2009 年度(H21 年度)末で 281 億円となっています。

しかし、近年減少を続けているものの、2009 年度(H21 年度)末の市債残高(借金)を市民 1 人あたり(H21.4.1 現在 93,590 人)にすると 33 万 5,000 円で、これに対して基金残高(貯金)は 5 万 7,000 円とその差は約 6 倍の 27 万 8,000 円もあります。(図 2 市債の推移)

これらの現状を踏まえると、市債や基金の活用による財政の対応能力にも限りがあり、これまでのような財政運営を続けることは極めて困難な状況にあります。既存事業の徹底的な見直しや、様々な観点からの検討による事業費の圧縮を図り、歳入規模に見合う歳出規模を構築することで収支のバランスを保っていくことが求められています。

【市債】

道路や学校の整備などに必要な経費の財源を確保するために借り入れる資金で、返済期間は 5 年から長いものでは 30 年かけて償還する。返済は税金などで賄われ、世代間の負担の公平を図る。



(4) 経常的経費の増大

① 経常収支比率の悪化

市税や地方交付税等の経常的に収入される一般財源が増えない中で、物件費や扶助費等の経常的に支出される経費は年々増加の一途をたどっています。財政構造の硬直化を表す経常収支比率の値は、旧4町時代から既に警告ラインの80%を超えており、合併直後の2005年度(H17年度)は90%に達しました。以降、徐々に上昇を続け2007年度(H19年度)は最高値の95.3%となりました。近年、若干の改善が見られますが、依然として高水準で推移しており、公共施設の整備などの投資的な経費に充てる財源の余裕が少なく、財政運営の厳さが顕著に現れています。(図1 経常収支比率の推移(普通会計))

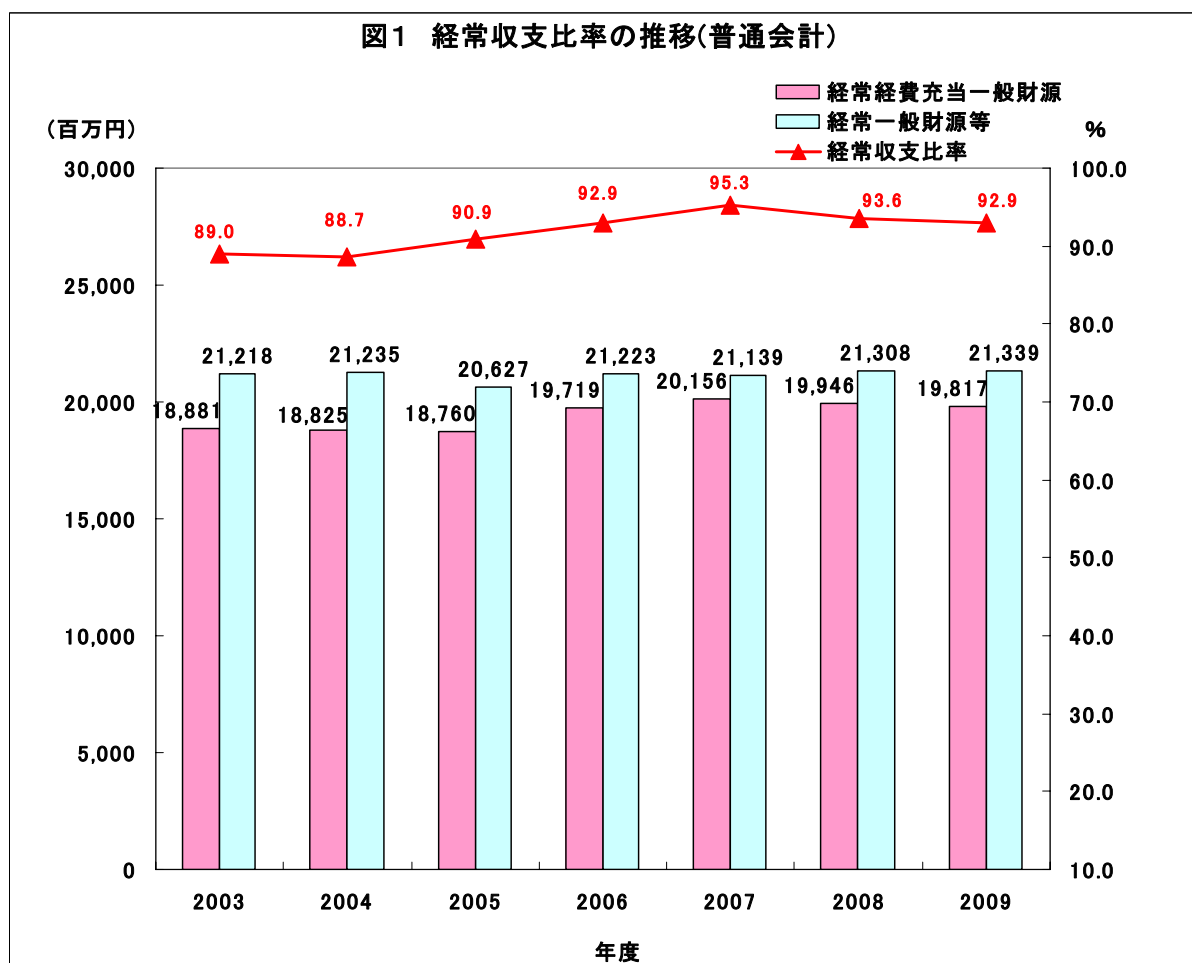
【経常収支比率】

財政構造の弾力性を判断するための指標で、税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費、扶助費、物件費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどの程度充当しているかを表す比率です。例えば、経常経費比率が100%となれば、支出予算の全てがどうしても支出をしなければならない経費となり、新たな事業は全く実施できないこととなります。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源等} \times 100$$

※ 経常一般財源等には、臨時財政対策債および減税補填債が含まれています。

※ 地方財政状況調査(決算統計)の数値を用いています。



(注意) 「図1 経常収支比率の推移(普通会計)」

- ・ 2004年度以前は旧4町の決算を合算
- ・ 2005年度は旧4町の決算に坂井市の決算を合算
- ・ 2006年度以降は坂井市の決算

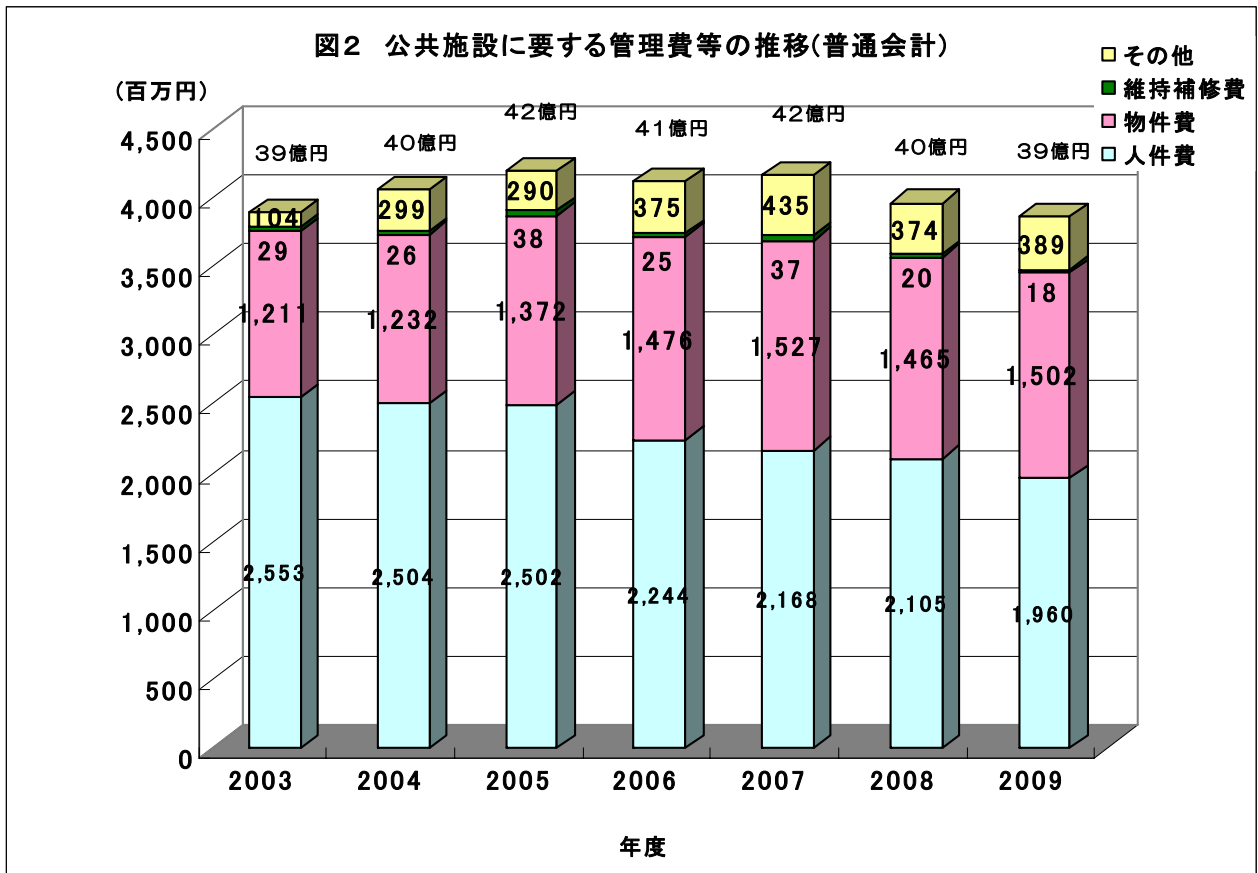
② 公共施設に要する管理費等の状況

市民ニーズが複雑・多様化する中で、公共施設を通じたサービスについては、利用状況の大小にかかわらず旧態以前の運営を行っており、講座等のソフト事業や施設を維持するための費用に毎年度約40億円必要とされ、財政負担の大きな要因となっています。

その内訳を見ると、2006年度(H18年度)以降、公共施設の職員配置を見直し、さらに指定管理者等の民間事業者による運営の効果もあって、人件費は年々減少傾向にあるものの、対照的に物件費は増加傾向となっています。これら物件費や維持補修費に要する経費の多くは、公共施設そのものに要する補修・修繕工事であり、建築後約30年を経過している建物も多数存在することから、近年、施設性能を保持するための老朽化対策に要する費用が年々増加してきています。(図2 公共施設に要する管理費等の推移(普通会計))

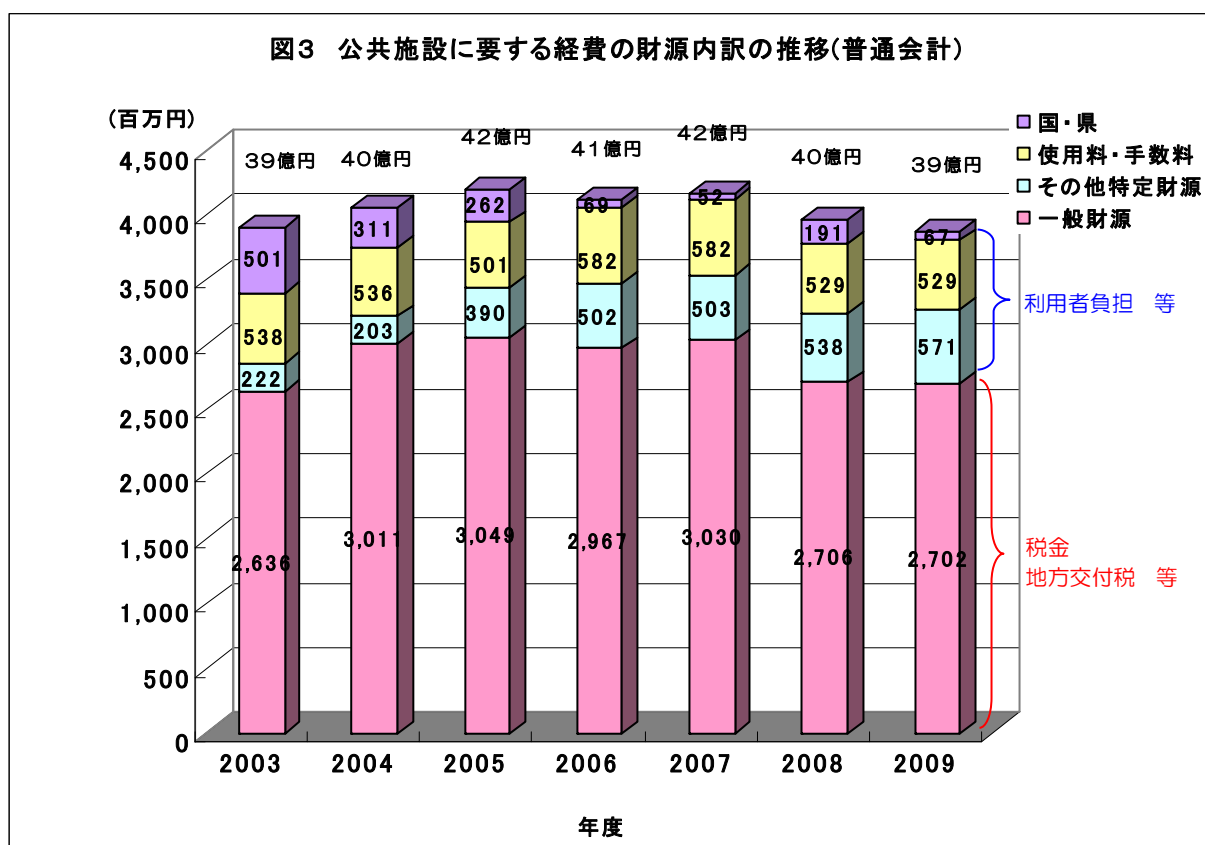
【指定管理者】

2003年6月に地方自治法の一部改正で、これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度



一方で、公共施設の運営や管理をしていくための財源をみると、利用者の使用料や手数料、また材料費といった個人の実費負担金(その他特定財源)は、全体の30%に過ぎず約70%は一般財源という市民全体の税金で賄っているのが現状です。(図3 公共施設に要する経費の財源内訳の推移(普通会計))

今後も市税や地方交付税が減少傾向にある中で「公共施設サービスは高く、負担は低く」というこれまでの概念が機能しない状況にあり、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、料金の見直しを始めとする公共施設そのものの在り方について見直しが必要とされています。



(注意)「図2 公共施設に要する管理費等の推移(普通会計)」「図3 公共施設に要する経費の財源内訳の推移(普通会計)」

- ・ 地方財政状況調査 46 表 (決算統計) の数値を用いています。
- ・ 2004 年度以前は旧 4 町の決算を合算
- ・ 2005 年度は旧 4 町の決算に坂井市の決算を合算
- ・ 2006 年度以降は坂井市の決算